

28 商店街活性化のための支援の充実について

本市には、^{そうがわ}総曲輪、中央通り、西町を核とする中心商店街のほか、合併前の旧町村の中心部及び主要な道路沿いなどに商店街が存在し、それぞれの地域特性を活かした個性的で賑わいのある地域づくりへの取り組みが行われています。しかしながら、近年、高齢化や後継者不足による空き店舗の増加など、商店街を取り巻く環境が変化している中であって、商店街は地域住民のニーズに合わせた品揃えや接客サービスの向上だけではなく、防犯・防災や子育て世代及び高齢者へのサポートなど、地域コミュニティの拠点としての公共的機能も期待されています。

つきましては、地域コミュニティを支える存在である**商店街の活性化を図るため、支援制度の継続及び拡充**について格段の配慮をお願いします。

国・県補助金の概要（令和2年4月1日現在）

項目	国	県
事業名	商店街活性化・観光消費創出事業	がんばる商店街支援事業
補助対象者	①商店街組織 ②商店街組織と民間事業者の連携体	認定中心市街地以外の ①商店街の組合 ②商工会議所、商工会 ③NPO 法人等
対象事業	インバウンド・観光需要を取り込む環境整備やイベント等の取組（施設・設備の撤去に係る経費を含む。）	空き店舗の改装、商店街の機器・設備等の設置、研修会の開催等の事業遂行に要する経費等
補助率	3分の2以内	県 1/4、市 1/4、事業者 2/4
補助上限額	2億円	250万円
令和2年度 予算額	30億円	900万円